

# 仕様書（直方市保健福祉センター自動販売機設置 場所貸付）

## 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

### 1 自動販売機の仕様

#### (1) 大きさ

設置面積（使用済み容器回収ボックス設置部分・取り出し口部分・放熱余地・転倒防止板設置部分を含む）は、「位置図・平面図」において示す各設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2.10m以内とすること。

#### (2) デザイン

ア 障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。

イ 設置する自動販売機にはラッピングを施し、市政をPRすることが可能であること。ラッピング費用については、設置事業者の負担とする。ラッピングデザイン・箇所等の詳細については、直方市と別途協議の上決定する。

例) 本市指定キャラクター画像、ロゴ、本市のSDGsの取り組み紹介等

#### (3) 環境対策

いわゆる「低GWP冷媒・ヒートポンプ機」とすること。

※設置する自動販売機のサイズ・販売商品によっては、対応機種がない場合があるので、注意すること。

##### ア 省エネルギー

「ヒートポンプ」技術を採用した機種であること。併せて、「エコ・ベンダー」、「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「LED照明」などの消費電力量の低減に資する技術を採用していること。

##### イ 地球温暖化防止

冷媒・断熱材発泡剤等に、フロン又は代替フロン（HCF C類、HFC類）を使用していないこと。（いわゆる「低GWP冷媒」。代替フロンは温室効果ガスのため、不可。）

#### (4) 災害時の協力体制

直方市保健福祉センターは災害時対応の拠点となるため、非常時には以下のような方法で、自動販売機の販売品を無償提供することが可能であること。

- ・販売品の直接納品
- ・災害时无償提供の機能（手動型またはバッテリー型の種別は問わない。）を備えた自動販売機の設置

方法等については、契約時に協議することとする。また、これに伴い、市と設置者は、別途無償提供に関する協定を締結する。

## 2 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

### (1) 設置

自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

### (2) 管理運営

ア 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

イ 商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充などは設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあつては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを市に提出しなければなりません。

ウ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

エ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路等については、本市の指示に従うこと。

オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

カ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

### (3) 販売商品及び販売価格

ア 販売商品は、飲料（清涼飲料水、乳飲料等）とし、酒類は販売しないこと。

イ 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

ウ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

### (4) 売上げ報告

設置事業者は、自動販売機ごとの設置期間中における売上実績（売上額、商品単価別販売数）を月ごとに集計し、翌月末日までに市に報告すること。